

令和3年秋の火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、暖房機器の使用等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、住民の火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2021年度全国統一防火標語）

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

3 実施期間

令和3年10月15日（金）から10月31日（日）までの17日間

4 協力団体

岩見沢市、月形町、岩見沢市火防協会、岩見沢地区防火委員会、
岩見沢地区危険物安全協会

5 重点目標

火災予防運動の実施に当たっての重点目標は次のとおり。これらの推進に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目については別表のとおり。

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

6 地域の実情に応じた重点項目の設定

火災予防運動の実施に当たっての地域実情に応じた重点目標については次のとおり。
その取組みに当たって効果的と考えられる具体的な推進項目については別表のとおり。

- (1) 地域における防火安全体制の充実

- (2) 震災時における出火防止対策等の推進
- (3) 大規模産業施設の安全確保
- (4) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進
- (5) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

7 実施事項

- (1) 防火対象物に対する予防査察強化期間による是正指導
 - ア 防火管理未実施対象物の違反是正指導
防火管理者未選任、消防計画未届、消防用設備等点検結果報告未届等
 - イ 重大な法令違反対象物の違反是正指導
自動火災報知設備、スプリンクラー設備、又は屋内消火栓設備設置義務対象物のうち、いずれかが未設置のもの、当該消防用設備等の設置義務がある部分の床面積の過半にわたって未設置であるもの、又は機能に重大な支障があるもの。
 - ウ 防火安全対策の指導
 - エ 公表制度の取組の推進
 - オ 防火対象物用途変更による消防用設備等設置指導
 - カ 防火管理再講習制度の周知
 - キ 消防訓練実施指導
 - ク 消防法改正に伴う小規模飲食店等の消火器具設置義務の周知及び指導
 - ケ 新型コロナウイルス感染症対策のため設置された飛沫防止シートによる各消防用設備の未警戒区域の確認、及び防炎品や難燃性、不燃性の使用を推奨
- (2) 火災予防広報の実施
 - ア 「消防だより（秋季号）」及びホームページによる広報
 - イ 消防車両による広報
 - ウ IHK、FMはまなす及び大型物品販売店舗等への広報依頼
 - エ 防火ポスター及び火の用心旗の配布
 - オ 岩見沢地区防火委員会による大型物販店等での住宅防火対策広報
- (3) 地域住民に対する防火指導の実施
 - ア 自主防災体制づくりへの助言・指導

【岩見沢地区消防事務組合】

イ 町内会等における消防訓練指導

ウ 住宅防火対策の推進

8 その他

実施期間中に不測の事態があり、本要綱に定める目的が達成できないと予想される場合は、実施事項の一部を変更して実施すること。

【岩見沢地区消防事務組合】

別表

1 重点目標とこれらの推進に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

重点目標	重点目標の推進に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目
(1) 住宅防火対策の推進 (別紙1)	ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進 イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進 ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施 エ 防災品の周知及び普及促進 オ 消防団及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進 カ 地域の実情に即した広報の推進 キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進 ク 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進 (別紙2～3)
(2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進	ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底 イ 火災予防広報の実施 ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行 エ 火気取扱いにおける注意の徹底 オ 工事等における火気管理の徹底
(3) 放火火災防止対策の推進	ア 放火火災に対する地域の対応力の向上 イ ガソリンスタンドにおけるガソリン容器への適切な詰め替え販売の徹底 ウ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底 エ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施
(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底	ア 防火管理体制の充実 イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底 ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進 エ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底 オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進 カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底 キ 表示制度及び公表制度の取組の推進 ク 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底 ケ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底 コ 飲食店における防火安全対策の徹底 サ 大規模倉庫における防火安全対策の徹底 シ 生活困難者等の住まいにおける防火安全対策の徹底 ス 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組の推進
(5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進	製品の適切な使用・維持管理の徹底及び製品火災に関する注意情報の周知
(6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底	ア 催しを主催する者に対する指導 イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導 ウ 火気器具を使用する屋台等への指導 エ 照明器具の取扱いに係る指導

【岩見沢地区消防事務組合】

2 地域の実情に応じた重点項目とその取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

重点目標	重点項目の取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目
(1) 地域における防火安全体制の充実	ア 消防団員確保をより一層推進することによる地域の火災予防体制の充実
	イ 自主防災組織の整備充実
	ウ 在留外国人に対する火災予防広報の実施
(2) 震災時における出火防止対策等の推進	ア 過去の大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策に係る啓発活動の推進
	イ 火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた震災時の出火防止対策等の推進
	ウ 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進
	エ 震災時の速やかな初期消火、延焼被害の抑制対策の推進
(3) 大規模産業施設の安全確保	ア 当該施設の実態把握
	イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握
	ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
	エ 事故の発生、対処状況について消防機関への速やかな通報連絡・情報提供の徹底
(4) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進	ア 電気配線・燃料配管の適切な維持管理
	イ 老朽化した器具や配線・配管の交換の推進
	ウ 電気機器や燃焼機器等の正しい使用の徹底
(5) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底	

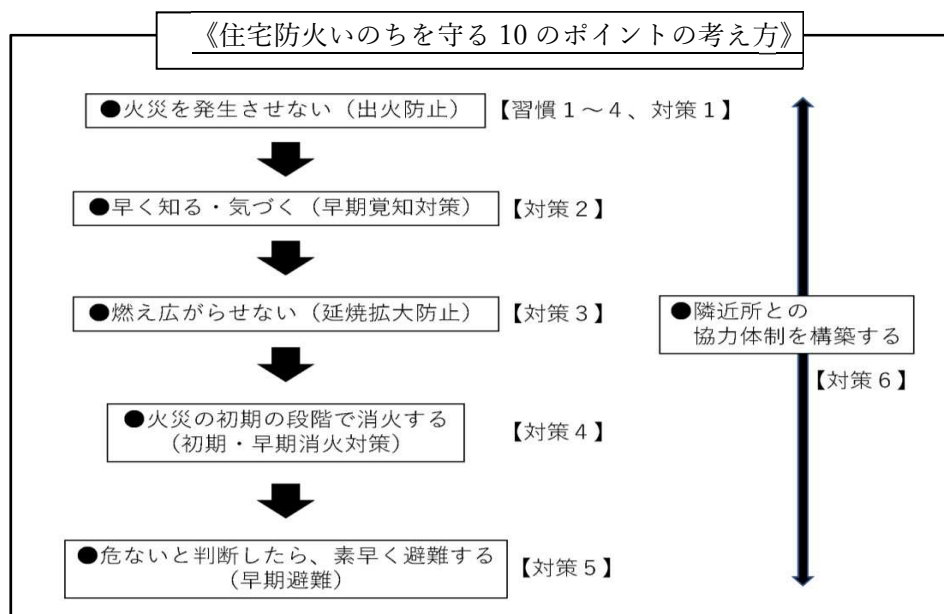
住宅防火 いのちを守る 10 のポイント

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10 年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。



地震火災を防ぐ15のポイント

- 事前の対策
 - 1 住まいの耐震性を確保する
 - 2 家具等の転防止対策（固定）を行う
 - 3 感震ブレーカーを設置する
 - 4 ストーブ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない
 - 5 住宅用消火器等を設置し、使用方法について確認する
 - 6 住宅用火災警報器（連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器）を設置する。
 - 7 地震直後の行動（8～10）について平時から玄関等に表示し、避難時に確認できるようにする

- 地震直後の行動
 - 8 停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く
 - 9 石油ストーブやファンヒーターからの油漏れの有無を確認する
 - 10 避難するときはブレーカーを落とす

- 地震からしばらくして（電気やガスの復旧、避難からもどったら）
 - 11 ガス機器、電化製品及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認する
 - 12 再通電後は、しばらく電化製品に異常（煙、におい）がないか注意を払う

- その他日頃からの対策
 - 13 自分の地域での地震火災による影響を把握する
 - 14 消防団や自主防災組織等へ参加する
 - 15 地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図る

通電火災対策

- 通電火災とは
停電後、停電が復旧した際の再通電時に発生が懸念される火災
- 主な要因
(地震発生時)
 - ・ 転倒した家具の下敷きになり損傷した配線などに再通電し、発熱発火する。
 - ・ 落下したカーテンや洗濯物といった可燃物がヒーターに接触した状態で再通電し、着火する。
 - ・ 転倒したヒーターや照明器具（白熱灯など）が可燃物に接触した状態で再通電し、着火する。
 - ・ 水槽が転倒し露出した観賞魚用ヒーターに再通電し、周囲の可燃物に着火する。
 - ・ 再通電時に発生した電氣的火花により、漏れ出たガスに引火・爆発する。(風水害発生時)
 - ・ 家屋への浸水や雨漏りによる、電化製品の基板等の損傷により、再通電時にショートが生じ発火する。
 - ・ コンセントに水分が付着し、再通電時にトラッキングが生じ発火する。
- 主な対策
(停電時・避難時の対応)
 - ・ 停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く。
 - ・ 停電中に自宅から離れる際は、ブレーカーを落とす。
※ 平時から忘れないよう、玄関ドアに「避難時ブレーカー断」等の表示をしておく。(停電復旧時の対応)
 - ・ 給電が再開されたら、浸水などにより電化製品が破損していないか、配線やコードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認してから電化製品を使用する。
 - ・ 建物や電化製品等には外見上の損傷がなくとも、壁内の配線の損傷や電化製品内部の故障により、再通電後、長時間経過したのち火災に至ることがあるため、煙の発生やにおいなどの異常を発見した際は直ちにブレーカーを落とし、消防機関に連絡する。
 - ・ 浸水等により一度水に濡れた電化製品は使用しない。(日頃からの備え)
 - ・ 住宅用分電盤の機能充実
漏電ブレーカー：漏電を検知し電気の供給を遮断する機器
コード短絡保護機能：配線の損傷や短絡を検出し電気を自動で遮断する機能
 - ・ 感震ブレーカーの設置